職場における死亡災害撲滅・労働災害減少に向けた緊急要請

茨城県内の労働災害は、労使の皆様をはじめ、関係各位のご尽力により長期的には減少してきておりますが、本年の休業４日以上の死傷者数は、９月末現在、1,929人と対前年比で19人(1.0%)増加しており、製造業では35人(6.8%)、建設業では17人（6.7%)、運輸・貨物業では23人（8.6%）と大幅に増加しています。

なお、死亡者は、14人と対前年比で７人の減少となっておりますが、建設業で７人が死亡、うち３人は高所からの墜落によるものです。また、林業で死亡災害が発生していますが、林業以外でも伐倒木による死亡災害が２件発生しています。

労働災害の発生状況をみますと、基本的な安全管理の取組が徹底されていないことで発生したものが少なからず認められ、製造業では「はさまれ・巻き込まれ」による被災者が42人（30.4%）増と大幅に増加し、企業の景況感が改善する中、安全衛生管理体制がおろそかになっている状況が懸念されます。

茨城労働局では、第12次労働災害防止計画で、死傷者数を平成24年比で平成29年までに20%以上減少させることを目標としていますが、平成29年度が最終年度であり、相当の危機感を持って労働災害防止対策に取り組む必要があります。

労働災害は本来あってはならず、特に死亡災害や重篤災害の撲滅を目指した不断の取組が必要です。また、労働災害のない職場づくりは、人材を確保・養成し、企業活動を活性化する上でも、大きなメリットをもたらします。

事業者の皆様におかれましては、基本的な安全活動の着実な実施・確認、そしてその繰返しという原点に立ち返っての安全衛生活動を今一度総点検していただき、そして、労使の皆様をはじめ、関係者が一体となって以下の取組を徹底し、労働災害防止に努めていただきますよう要請いたします。

1　安全作業マニュアルの遵守状況を確認するなど、職場内の安全衛生活動の総点検を実施すること
2　安全管理者、安全衛生推進者、安全推進者等を選任し、その職務を確実に遂行させるなど、事業場の安全管理体制を充実すること
3　全ての労働者に対する雇入れ時教育等を徹底するとともに、実効ある安全衛生教育を実施すること

平成29年10月25日

茨城労働局長　西井裕樹